

関宿年譜（中の一）

藩主久世広明の動向について

中村正己

関宿年譜（中の一）概要について

本号に所収した関宿年譜は、明和元年（一七六四）から同三年（一七六六）に至る迄の間史料を読み下し註釈を記述した。

明和年中の関宿藩主は久世広明が在職された年代であり、当時広明の身分は、江戸幕府役職の中で奏者番という重職の地位にあつた。奏者番の職務は武家の殿中での礼式の一切を掌り、年頭の賀や五節供など大事な節目に各諸侯以下が將軍に謁見するに当たり、取次ぎと献上物や進物などの披露を初め、国持並大名の参勤交代の参府・御暇の際に、上使として挨拶を行う等々の重要な役廻りであつた。江戸城の詰所は芙蓉の間で大目付、目付と共に三役と称した。続いて明和二年以降は寺社奉行と兼帯職となる。町奉行、勘定奉行は老中支配の役であるのに対して、將軍直属の機関で、役割は文字通り全国の社寺の神官、僧侶並びに寺社領に属する全てを支配し訴訟など司法を管轄する役であり寺社に対して強力な権限を持っていた時代の年譜である。

明和元年甲 六月十二日改元

○二月三日今度朝鮮人来聘二付、鞍置二差候付、南弥七、御徒堀部嘉平二、菊地武助、三木嘉兵衛、松本市兵衛二仰付、外下目付一人

二月十五日去辰年置初午年初詰替置候処、於其国々勝手次第相払候様御席触到来

同月同日土岐美濃守様御奏者番二豪 仰殿御沙汰被遊

同月廿五日暁卯刻久世若水様奥様御卒去、殿様定式之御忌服

○御家中代々儀御払無之

同月同日朝鮮人来聘、乗馬二差出之儀御伺書二差出候処、御忌中二而も

可被差出旨但御家来御城入り儀ハ可為無用旨

馬上之節傘持候儀御伺被成候処、御付札二御城内へ候傘持之儀加藤遠江守、毛利能登守二御差出候様申達候間 可有御申合候、尤其元より之差出之傘物追手迄相越追手二而右兩人より差出候傘持と代今日同様可有御申付候

○三月九日米屋平右衛門当時相勤候二付拾人扶持被下

○同月十六日腹山仙蔵御出入御免

四月十六日 殿様御忌明

四月廿日より土井大炊頭様御武具改五月十一日迄

○五月二十三日山中新之丞御暇

○六月七日両社天王祭礼之処、御暇中二付御城入無之下目付町同心差出候得共、先払不致跡より下り相廻候

○六月十三日大崎犬念寺人別年付等村役人迄差出候得共、以来直々役所へ書付差出度旨承由

六月廿四日久世長門守様御役御免御差扣御伺之通被豪 仰依之殿様二も当時御続ハ無之候得共、御同姓之儀候間松前主馬様ヲ以御差扣御伺之処翌日不及其儀

七月廿八日日向様、松平主殿頭様へ御縁組御内談被仰入、御家老羽太郎左衛門、御留守居神山助左衛門相越於表御座敷御目見、御手熨斗御酒御吸物被成候、助左衛門ハ御手熨斗ハ不被成下、此方様より蒔田助之進様、木下此右衛門主殿様江御遣右同断

○下河辺太郎兵衛御年寄役新知三百石被成下、関宿引越

○同月同日遠山四郎右衛門御用人役被仰付

○同月七日富田善右衛門、天野吉左衛門、桑原伝右衛門御内用二付上京

八月五日御縁組御願中古部孫太夫様ヲ以御差出

同月十五日御暇

九月二日於小日向宝雲院病死、久世若水様定式之御忌服御受 殿様斧三郎様御同様

宝雲院者土井豊前守利良様之御召仕おさと云、後故有て御暇、若水様、安藤治右衛門定穀様御内室御二方之御室母也、小日向江御引取二而病死遊候也

同月同日松平右京太夫様御用之義之間、明日名代可差出旨御書付到来候得共、右二付不被差出

同月十七日御忌明

同月廿九日御実方御伯父土井備前守様御病死、半減之御忌服、十月十日御忌明

十月十一日御帰府御願十三日御願之通

○同月八日富田善右衛門帰着

○十一月廿四日亀井郡治病死

○同月廿一日来西年より三ヶ年敵敷御俊約被仰渡、狩谷三右衛門被召呼、御仕送之儀御頼、於関宿十二月九日一統へ申渡

十二月十一日御出勤

同月同日一類人之内可差出旨前日御奉書到来二付、戸田囚幡守様御登城之処、御縁組御願之通

同月同日土井能登守様御全快候付御両敬

○同月十三日は迄御府内外番所迄外曲輪御蔵邸中ノ出番所馬場先木戸番行燈一ツツ有明相渡候処、以来寐火斗二付申付

同月十五日御参勤之御礼

同月十九日若殿様御袖留御伺即日済

同月廿一日若殿様御上邸江被為入、於御部屋御額被為直、被為池田権左衛門相務御手熨斗御盃被下翌日於日向御鉄口水始御道具内藤能登守様より遊進

○閏十二月四日於御城一役一人申渡、来年より三ヶ年之間御家中又々御借増被仰出、尤江戸並遠国勤者八少々輕ク被仰付

○納辻米一万五千七百五十八石一斗五升式合六夕、此俵四万式千三百九十六俵七分、永八千七十三貫式百八十九文四分八リ

○人別五万八千九百四十式人

閏十二月十五日松平主殿頭様始而御出於御居間、殿様御対顔、御熨斗、御酒、御吸物、御菓子差出奥江も為入奥様御対顔、若殿様二も同

明和二乙酉

正月朔日若殿様御実名広敷君与奉称、帰納昆鈴木文衛考

○同月十五日例年御出入之者被呼候へとも、三力年間之間相止、狩谷三右衛門父子、佐藤四郎右衛門、土屋半兵衛御用向格別出精二付御酒吸物被下

○二月都賀郡柏倉町御貸鉄砲之儀、山ヲ備田畑有之候場所、右一挺二而八猪・鹿防兼候旨、増鉄砲相願候二付筒井大和守様へ御問合之処、御並も有之候趣二付、御証文御添書御差出柏倉村へ式丁相渡

二月廿五日内藤大和守様御代以上二御覽所火之御定番

○三月此度日光山御法会有之、御道中筋取捌之次第江戸へ及相談候処、付札二而到来、千駄塚村御貸鉄砲取上右二付木下此右衛門御勘定所へ被召呼、御領分宿々人馬差支無之問屋へ役人共召出候様御達有之、右御通行之節、御大名様方ハ勘定頭差出、御旗本衆ハ御代官差出可然旨江戸相統之上相究併松平若狭守様右御目付御勘定奉行公家衆へ御勘定頭差出

○四月朔日日光へ御使者高橋五郎右衛門被仰付、例年御中小性候へ共当年御法会有之諸大名様方御詰被成候方へ御使者被仰付候二付

○五月五日は迄百日或ハ式百日寝病引候而も皆勤相立候処、向(後)寝病引ハ皆勤不相濟与申渡

○四月十五日泉州川々洪水堤切所卅一ヶ所、五月十二日御届

五月十一日斧三郎様奥様御安産、政之助様御出生

同月十九日若殿様御乗出、松平右近将監様御殿様御同道、同廿一日古郡孫太夫様御同道、松平右京様御対客に始而御出先より松平周坊守様御出

同月廿一日久世吉十郎様、土井大炊頭様御養子御願之通、六月朔日御引越、甚六様卜御改

○同月廿一日蒔田助九郎出奔

同月廿五日若殿様御目見御願書御差出

六月朔日御歳十五若殿様御目見、御太刀一腰紗絹五卷、御馬代銀一枚、若君様へ御太刀御馬代銀五枚、御老中様方江御太刀馬代銀三枚ツツ、若御年寄様方江同式枚ツツ殿様、二も御礼被仰上

○同月六日寝病引以来皆勤不相立旨并病中葉湯入湯願之儀、一廻り七日ツツ相願有之越日數過候ハバ追願之上可罷越通療治之儀も同断之旨御目付より相触候様申渡

六月十九日久世政吉様御同道 若殿様御三家様方御廻勤

同月廿三日殿様同道御老中様方御廻
○同月廿日下河辺左兵衛妻急病二而不相計養生死去之旨相届、実ハ於御堀溺死之処偽相届、右二付江戸より今関兵介御目付戸川宗兵衛、左兵衛方へ御差遣御尋有之 然所御受之次第先達而届と相違檢使之儀不申出、

不調法仕候段差扣之儀堀三郎四郎ヲ以申出

○七月九日左兵衛忌中二付、杉山市太夫、³² 菅田伊十郎、伊藤半右衛門、御目付渡瀬定八、左兵衛宅へ罷越重キ御役分二而右体之始末不埒至極思召御役被召放半知被召上閑門被仰付候之旨申渡

○同月江川村百姓兵左衛門儀津田日向守様へ訳有之候二付、田畑相調候様金十兩被下候旨申渡

八月三日大潮二而深川御殿向床上水押上候二付、若殿様御上邸江御引越、十一日御帰り

同月五日若殿様五節句御登城御願

同月十二日若殿様年始八朔御献上其外御出仕並之通御心得之儀御伺之通
同十五日御暇

八月廿一日前日御奉書到来御登城之処、寺社御奉行所御加役被蒙 仰

○同月同日木下此右衛門御加増廿石、合百五十石御近習頭格寺社役

○同月同日今関兵介、増田伴介寺社役被仰付

○同月同日平松与一左衛門、中川甚五左衛門大檢使被仰付

○同月同日上田作右衛門、渡辺政八小檢使被仰付

同月廿三日於阿部伊豫守御宅大御目付御立合殿様御加役御誓詞
九月朔日御加役之御礼而御丸江御太刀、馬代銀一枚ツツ被献尤先達御伺

書被差出

○同月此度御加役二付御家中之面々寺社地江相越可事候成儀仕間敷又者寺社芝居角力等猿廻遊山二相越候儀も堅無用之旨申渡

○同月下河辺左兵衛儀名跡御立可被下候間相願候様被仰出候段於菅田伊十郎宅申渡

十月朔日久世鎌五郎様御病死 而殿様半減之御忌服

○同月十八日下河辺左兵衛席之儀旗奉行上与被仰出候へとも向後御家中殿付二取扱候様御目付へ申渡

○十一月此度江戸深川元町隅田屋七右衛門舟宿請負一ヶ年金式百兩ツツ冥加金差出可申旨願書差出候処、関宿両河岸舟宿共障候儀願是又願書差出候二付、七右衛門願書差戻

十一月初御月番六日初御内寄合土井大炊頭様、松平伊賀守様³⁸五時過より御出訴席江御出御裁許相濟、二汁五菜御料理出

○御用役様方寺社役中へも御料理被下

○十一月十二日在番之節扶持方取之者も暮れ之内拝借承由候へ共引取無之
二付向後相正

同月十五日而殿様初而 若殿様御目見

同月十八日若殿様御前髮被為執之御伺書被差出候処即日御伺之通

同月廿二日若殿様御上邸御部屋前髮被為執御用池田権左衛門相務畢而御老中様方御廻

○御前髮被為執之御規式

御床飾

白木三方敷紙長のし

同断御神酒蝶花形

紙敷紅白水引結 権左衛門御右へ出

白木三方えふ

のし

稻之穂

藪かむし

志らか

御様道具御手洗御剃刀箱御左之方入出

白木三方

御前髪色紙金銀水引

紙敷

白木三方あいきやう紙

御手ふきさらし

御扇子

御前髪被為執

白木三方

長のし結のし

権左衛門御手のし被下

白木三方青さし者

五百八十七包のし

白木三方八土箸

御酒御吸物御肴二種差上、権左衛門御相伴被仰付

○御具足御着之次第

三方三天江

神酒三對

御具足御着用

三方紙敷

さらし

南天

御手水有

七足反閉柏文

御休几被為懸

三方紙敷

長のし

結のし

御采配御扱被成候節並右之諸口御祝儀有畢而御宿迄三々九度御酒有

三種御肴

三方小角三

縁くり打鮑

こんぶ

土箸御銚子出

殿様ハのし被遣御入被遊候後、権左衛門へ御休机二而御手のし被下御

規式畢而御具足被為祝御武具方御具足飾シ

十二月十八日前日御奉書到来 若殿様御登城、御登城候処御叙爵被蒙

仰隠岐守様卜御改

○同月千間堤通並木松、今度伐拂

十二月廿八日若殿様御官位之御礼以御大刀馬代被仰上

明和三丙戌

正月十一日若殿様御具足召始御用池田権左衛門、河原田庄蔵相務

○同月同日河原田庄蔵三十石御加増合百石

○同月若殿様御叙爵二付 禁裡遣献上黄金一枚御官金三拾五両、御姓名書

一枚畠山下野守江二丹羽十郎右衛門持参

○二月朔日大久保多門年寄役被仰付

二月十八日若殿様畠山下総守様へ御出口宜御頂戴先より御老中様方御廻

○全日年寄共初熨斗目麻上下着其外服紗麻上下

同月十九日晝刻表女中たか出産七之助殿御出生御届有之

○六月廿一日江戸町牢番彦八妻並蜜夫ヲ討留

六月廿九日於日向様久々御病氣二付於清様与御改名

七月二日子ノ下刻於清様御逝去、殿様御忌服十日、卅日若殿様二十日、

九十日

同月五日寿妙院様御葬送、御供平手喜内、富田善右衛門御先江相越

○七月廿五日山路炉翁病死

○同年六月七日三度出水

○八月廿二日杉山市太夫御俵約懸り被仰付、右者富田善右衛門一人二而御

勝手引受之儀存候様二取斗不相成懸り各自御免被成下候様願候二付、両

人二而相勤候様被仰出

十二月三日岡部外記様御嫡幸之助様御病死、若殿様御徒弟二付一日御遠慮尤御七才未滿

○納辻米一万三千式百五十四石式升四合七夕七才、此俵三万五千三百四十六俵五分九厘四毛、永七千六百十貫七百三十文、一分六厘
○十二月廿四日夜九時芦田伊十郎宅より出火、森平利助類焼

註

- (1) 関宿藩御使番格。扶持米十人口
- (2) 関宿藩士。初名は門惣、別名は名左衛門と称し、扶持米は二十三俵二口で徒目付格並びに領家様奥家老添役を務める。
- (3) 土岐定經。享保十三年（一七二八）生まれる。明和元年（一七六四）二月十五日奏者番。六月二十一日より寺社奉行。天明元年（一七八二）閏五月十一日大阪城代從四位下。同二年八月二十日卒。享年五十五歳。元徳道亨乾隆院と号す。
- (4) 久世廣武の側室。松平肥前守忠根の娘であり、広明の母親に当たる人と考えられる。积号善得院妙。なお久世家の「积号」については「久世氏之系」（塚本家文書・関宿城博物館寄託資料）を参考とした。以下同様。
- (5) 加藤泰武。延享二年（一七一五）出生。宝曆十一年（一七六四）十二月十八日從五位下遠江守に叙任する。史料記述の朝鮮の信使来聘の時幕府の仰せにより浅草本願寺に於いてこれを饗する。同五年（一七六八）五月二十七日卒。享年二十四歳。顯鋒義俊廣善院と号する。
- (6) 毛利匡滿。延享二年（一七四五）出生。宝曆十一年（一七六一）十二月十八日從五位下、能登守に叙任する。朝鮮の信使来聘の時は前述の通り加藤遠江守と共に饗宴する。明和六年八月十三日卒。享年二十五歳。實山有道淨雲院と号する。
- (7) 土井利里。享保七年（一七二二）出生。延享元年（一七四四）九月二十三日遺領を継ぐ。後に從五位以下大炊頭に叙任。
宝曆九年（一七五九）六月二十三日奏者番となり、同十二年古河城を賜う。同十三年寺社奉行を務める。安永七年（一七七八）卒。勇興仁翁理玄廣智院と号す。
- (8) 久世廣寛。広明の傍系に当たる人。延享二年（一七一五）九月一日御小性組番頭、寛延元年（一七一八）閏十月朔日御書院番頭、宝曆六年（一七五六）九月二十六日大番頭、同九年十月二十一日駿府城代に仰付けられる。明和七年（一七七〇）正月二十四日卒。积号大機院徹翁日宗。

(9) (42) (43)

広明の長女。宝曆二年（一七五二）五月二十六日生まれ、別名「於清」。松平主殿（後述）と婚約をおこなったが入婚せず、明和三年（一七六六）七月二日卒。积号は寿明院信月日晴。

- (10) 松平忠恕。松平忠弘の嫡男で後大久保彦左衛門忠恒の養子となる。
- (11) 関宿藩士。石高三〇〇石、御家老。
- (12) 関宿藩士。扶持米五十俵二口普請奉行、御用人。
- (13) 関宿藩士別名佐兵衛または次郎太夫。石高三〇〇石、御家老。
- (14) 関宿藩士。石高一二〇〇石、城代格御家老。後に実男子これなくに付、藩主広明の側室の子養子に迎えて御役御免。
- (15) 関宿藩士。石高六〇石、御城番。
- (16) 久世廣武の側室。土井豊前守利良次男の実母。
- (17) 久世廣徳。初名は廣業。元文二年（一七三七）六月十八日生まれ、明和七年（一七七〇）に分地三〇〇〇石知行を賜り、天明三年（一七八三）九月十三日浦賀奉行を務める。同七年八月十二日病にて辞職。領地は久世家本家に譲り渡す。文化五年（一八〇五）八月六日卒。享年六十八歳。积号は靈精院休日進。
- (18) 土井利良。土井能登守利房の次男。宝永六年（一七〇九）九月小性組番頭、同年十二月十八日從五位下豊前守に叙任。正徳三年（一七一三）二月二十九日御書院番。享保八年（一七二三）五月十三日職を辞す。同十一年九月二日卒。享年五十三歳。
- (19) 土井利清。享保十二年（一七二七）四月六日火事場見廻を兼た御使番となり、同十五年三月十五日定火消。同十七年七月二十一日御書院番の番頭に昇格し、從五位下備前守に叙任。元文二年（一七三七）七月二日に職を辞し、明和元年（一七六四）九月二十九日卒。享年六十七歳。
- (20) 関宿藩士。別名は経平。石高五〇〇石、御家老。
- (21) 戸田忠寛。元文三年（一七三八）出生。宝曆四年（一七五四）十二月十五日從五位下因幡守に叙任。安永三年（一七七四）六月八日肥前の国島原の領地を下野国河内、都賀、芳賀、塩谷四郡のうちに移され宇都宮城主となる。天明四年（一七八四）五月十一日京都所司代に補せられる。寛政十年（一七九八）六月二十一日致仕。
- (22) 土井利貞。元文五年（一七四〇）出生。延享三年（一七四六）十月十八日遺領を継ぎ、越前国内において四万石を領有する。宝曆五年（一七五五）十二月十八日從五位下能登守に叙任。

(23) 内藤政陽。元文二年(一七三七)上野国安中に生まれる。宝暦四年(一七五四)十二月十八日従五位下能登守に叙任し同六年十月二十一日襲封。明和七年(一七七〇)十月二十九日致仕。天明元年(一七八一)閏五月二十四日卒。享年四十五歳。室は岡部美濃守長著の女で久世広與の母でもある。

(24) 久世廣譽。広明の嫡男。宝暦元年(一七五一)二月二十九日出生。明和二年(一七六五)十二月十八日従五位下隠岐守。同六年十月朔日に雁ノ間席を蒙る。安永四年(一七七五)八月六日の日光山御社参時は父広明が大坂城代中にあり、関宿在城にあった廣譽に命がでる。天明五年(一七八五)三月十日遺領五万八千石を継ぐ、寛政七年(一七九五)三月十三日大和守と改称。文政四年(一八二二)三月卒。积号隆光院殿昌徳栄頭日統大居士。菩提寺は東京都豊島区巢鴨本妙寺。

(25) 内藤頼由。
(26) 松平康真。元文五年(一七四〇)十二月十八日中奥の御小性となり、延享元年(一七四四)十月七日従五位下若狭守に叙任。

(27) 松平武元。上野国館林藩主。水戸徳川家の庶流常陸国松平頼明の次男として正徳三年(一七一三)生まれる。後に館林藩主松平武雄の養嗣子。享保十三年(一七二八)襲封と同時に陸奥国棚倉藩五万四千石に移封。翌年従五位下右近将監に叙任。延享三年(一七四六)西ノ丸老中、従四位下、館林藩へ移封。安永八年(一七七九)七月二十五日没。享年六十七歳武元は、將軍吉宗・家重・家治の三代に任せ、老中として最長の三十三年間、老中首座として十五年間も務め、「厳正方格」なる人物と評された。

(28) 松平康福。江戸時代後期の老中。石見国浜田藩主。享保四年(一七一九)先代康豊の長男として生まれる。元文元年(一七三六)二月封を継いで藩主となり、將軍徳川吉宗に初見。同年十二月従五位下周防守に叙任。寛延二年(一七四九)十二月奏者番、宝暦九年(一七五九)下総国古河に転封となる。同十年八月大坂城代と進み、翌年本丸老中となる。天明八年(一七七八)康福は松平定信が老中首座になったことにより引退。寛政元年(一七八九)二月八日江戸に於いて没。享年七十一歳。

(29) 広武の四男。元文四年(一七三九)八月二十九日出生。安永二年(一七七三)四月晦日没。积号は演徳院乗誉金臺寛剛。

(30) 関宿藩士。扶持米七十俵二口で御金方を勤めた。

(31) 関宿藩家老職。本名は正孝。家禄四五〇石で明和七年(一七七〇)没する。享年六十七歳。

(32) 関宿藩御番頭格御取次役。家禄三〇〇石。

(33) 関宿藩家老。家禄三〇〇石。

(34) 関宿藩町奉行。

(35) 関宿藩物書のちに勘定頭。扶持米二十五俵二口。

(36) 安部正右。元文三年(一七三三)―明和六年(一七六九)。江戸時代中期。備後国福山藩主。寛延元年(一七四八)十一月父正福病のため隠居により襲封、伊予守となる。宝暦二年(一七五二)幕府奏者番となつて以来、同六年寺社奉行、同十年京都所司代、明和元年(一七六四)五月西ノ丸老中、同二年本丸老中に栄進し、治世の大半を幕府の要職に歴任した。

(37) 久世武備。寛延元年(一七四八)―明和二年(一七六五)。积号は慈光院。

(38) 松平忠順。享保十一年(一七二二)―天明三年(一七八三)。寛延二年(一七四九)襲封。宝暦十三年(一七六三)奏者番となり、安永四年(一七七五)寺社奉行から若年寄に進む。

(39) 関宿藩取次役。家禄一五〇石。

(40) 畠山義紀。

【参考文献】

『新訂寛政重修諸家譜』(一九八七年) 続群書類従完成会
『国史大辞典』(一九九五年) 吉川弘文館
中村正己『関宿世禄の記』(一九九九年)

(客員研究員)